

ブロック塀の基準について

近年、設計や施工に不備があるブロック塀等が地震により倒壊する被害が発生しています。塀等を造る際は、安全なものとするよう充分注意してください。

—建基令 62 条の 6、62 条の 8—

建築基準法におけるブロック塀の基準は以下のとおりです。

- ①ブロック塀の高さは2.2m以下とする（⑧の控壁がない場合は1.2m以下とする）。
- ②ブロック塀の厚さは15cm（高さ2m以下は10cm）以上とする。
- ③直径9mm以上の鉄筋を壁頂・基礎には横に、壁の端部・隅角部には縦に配置する。
- ④壁内には直径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置する。
- ⑤配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋は壁頂・基礎の横筋に、横筋は縦筋にかぎ掛けして定着する。
- ⑥鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋める。
- ⑦基礎の高さは35cm以上とし、うち30cm以上を根入れ深さとする。^{※1}
- ⑧長さ3.4m以下ごとに、直径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で、基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設ける。^{※1}

※1 高さ1.2m以下の場合を除く。

